

議案第 3 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 6 月 1 日提出

君津市長職務代理者

君津市副市長 石 井 清 孝

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）の公布に伴い、国民健康保険税の低所得者の軽減措置の対象の拡大を行うとともに、国民健康保険税の資産割の廃止及び所得割の税率の改定を行うため、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和４６年君津市条例第７２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「及び資産割額」を削る。

第３条第１項中「１００分の６．９」を「１００分の７．３」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条 削除

第２２条第２号中「２６万５千円」を「２７万円」に改め、同条第３号中「４８万円」を「４９万円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
(課税額) 第2条 省略 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。 3～4 省略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.3</u>を乗じて算定する。 2 省略 <u>第4条 削除</u> (国民健康保険税の減額) 第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超	(課税額) 第2条 省略 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。 3～4 省略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。 2 省略 <u>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</u> <u>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の10.0を乗じて算定する。</u> (国民健康保険税の減額) 第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超

える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略